

リコール関連法の整備について

鶴岡 憲一

《必要性》リコール関連法は食品基本法まで含めれば8本(平成19年内閣府まとめ)を数え、相当な領域の製品等がカバーされている。しかし、法的規制から漏れている領域もある。また、自主リコールについては2005年前後の不祥事多発を機に企業の対応の差が目立っており、そうした不十分さを解消し、リコール全体の底上げにつながる法整備が必要と考える。

《目的》

- ◆法的規制が及んでいない製品等の「すき間」領域をなくす
- ◆自主リコールの領域も法の枠組みに含めることで、事業者の自覚と積極的な対応を促す

《法的整備の選択肢》

【消費者安全法の改正】

- 現行法の長所＝幅広い製品、役務を対象＝リコール一般義務化と言える面がある
 - ◆「商品等」は網羅的で、実質的に法の網にすべて組み込まれ得る
- 改善点＝リコールに関する分野ごとの事業者の責任規定など詳細規定がない
 - ◆「事業者」の定義に販売、輸入業者まで含まれるか明示されていない
 - ：「商品や役務を供給、提供、利用に供し」とあるのみ
 - ▼佐野委員ご指摘のようにリコール関連規定を新設すると煩雑になる可能性

【基本法とする場合】

- 長所＝理念法であっても、自主リコール領域を含むすべての分野に法の網をかけることで、事業者の責任意識が向上することを期待できる
 - ＝理念法にとどめれば法定に当たっての個別法所管官庁との調整は比較的容易では
- 問題点＝理念法の場合、強制義務規定なしでリコール実施の実効性を担保できないのでは
 - ◆基本法という形式では、リコールの報告および実施まで含めた強制義務規定の設定は可能なかどうか
 - ：主務大臣に「必要な場合に実施を命令できる」権限付与規定を設定できるとしても、強制義務化できるかどうか
 - ＝現にある「すき間」領域での実効性ある「リコール実施」が取り残されないか

【すき間領域を対象とする法の場合】

- 長所＝個別法領域と合わせ全領域に法の網をかけて「すき間」を無くせる
 - ◆基本法と比べて強制義務規定を設定しやすいのではないか
 - ：強制義務か努力義務(自主リコール)かの境界は「被害の重大性の有無」を基準とし、「重大性」の定義は消費者安全法の規定を準用する
- 問題点＝個別法の所管官庁との調整が必要になる可能性
 - ：個別法には、実質努力義務規定だけのものもある

【いずれの選択肢にも必要な要素】

- リコール対象事故を生命・身体被害だけでなく財産被害も対象とする
 - ◆社告の現状では、財産被害も対象にしている
- 責任と義務を求める事業者については、製造事業者のほか、販売、輸入分野の流通事業者も含める
 - ◆既に消費生活用製品安全法では、製造・輸入事業者の回収責務のほか販売事業者の回収協力義務も規定している

：私としては先ず「すき間」領域をなくす法を整備し、その内容をリコール対応の底上げに役立つものとするれば、他の個別法の底上げのインセンティブになる可能性があると考え